

第 6 号

熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県財産条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年8月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県財産条例の一部を改正する条例  
熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）の一部を次のように改正する。  
附則第2項中「平成28年熊本地震」の次に「及び令和2年7月豪雨」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和2年7月豪雨による災害の被災者に対し応急仮設住宅を早急に供与するため、応急仮設住宅の買入れに係る議会の議決要件を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。